

特 記 仕 様 書

工 事 番 号	園改 8-2
工 事 名	公園施設維持改良工事（その 2）
工 事 場 所	宇治市木幡平尾 地内ほか
工 期	令和 8 年 9 月 3 日 ～ 令和 8 年 12 月 18 日

1. 適用範囲

（適用範囲）

本特記仕様書は「公園施設維持改良工事（その 2）」（以下「本工事」という）に適用する。

2. 総則

（総則）

本工事は、本特記仕様書によるほか、

- ＜宇治市＞ 「土木工事共通仕様書(案)」（以下、共通仕様書という）
「土木工事施工管理基準」
「工事請負契約における設計変更ガイドライン（案）」
 - ＜近畿地方整備局＞ 「土木工事共通仕様書（案）」「土木工事施工管理基準」
「土木請負工事必携」
 - ＜京都府＞ 「土木工事共通仕様書（案）」「土木工事施工管理基準」
「土木請負工事必携」
 - ＜国土交通省＞ 「公園緑地工事施工管理基準」
 - ＜日本公園施設業協会＞ 「遊具に関する規準 JPFA-SP-S：2024」
- に基づき施工すること。

3. 工事の着手

（着工日の定義）

工事に着手する日（着工日）とは、現場事務所の設置（工事区域に設置する場合のみ）、資機材の搬入、仮設工事、測量調査、家屋調査など、現地にて調査を開始する日とし、踏査や沿道の写真撮影などの行為は工事着手にはあたらないものとする。なお、舗装版切断や掘削作業など作業を開始する日は「施工着手日」とする。

工事の着手及び施工の着手にあたっては、地元住民への周知を行わなければならない。

（作業休日）

工事における作業休日は、土曜日、日曜日・祝日とする。なお、祭事など地域の行事については極力協力し、必要に応じて作業を休止するものとする。

4. 施工体制台帳及び施工体系図

(施工体系図および施工体制台帳の記載)

受注者は、施工体系図に、すべての下請負業者及び警備業者を必ず記載すること。ただし、警備業者については、施工体制台帳をはぶくことができるものとする。

なお、施工体制台帳には、監督職員が指示する書類を添付すること。

	施工台帳に記載すべき内容	施工体制台帳に添付すべき書類
元請	○元請け人に関する事項 ・発注者から請負った工事内容 ・建設業許可書の内容 ・配置技術者の氏名と資格内容 ●一次下請負人に関する事項 ・下請契約した内容 ・施工に必要な建設業許可業種 ・配置技術者の氏名と資格内容	○発注者との契約書の写し ○下請負人との契約の写し (注文・請書及び基本契約書又は約款の写し) ○監理技術者証の写し又は監理技術者資格を有する事を証する書類 ○専門技術者を置いた場合は、資格を証明するものの写し (国家資格の技術検定合格所の写し) ○監理技術者の雇用関係を証明できるものの写し (健康保険証等の写し)
下請	●一次下請負人に関する事項 ・下請契約した工事の内容 ・施工に必要な建設業許可業種 ・配置技術者の氏名と資格内容 ■再請負人に関する事項 ・下請契約した工事内容 ・施工に必要な建設業許可業種 ・配置技術者の氏名と資格内容	○再下請負人との契約の写し (注文請書及び基本契約書又は約款の写し)

5. 受注者相互の協力

(関連工事の調整)

本工事対象公園において、剪定や除草の業務委託の作業等が地元調整により、やむを得ず本工事の実施期間と重複した場合、監督職員より通知があった場合には調整を行い柔軟に対応すること。

6. 建設副産物

本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律((平成12年法律第104号)。以下「建設リサイクル法」という。)に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等

の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「特約条項 解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

① 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び 解体方法	工程	作業内容	分別解体の方法
	①仮設	仮設工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	②土工	☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用
	③基礎	☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

② 再資源化等をする施設の名称及び所在地

建設副産物	受入場所及び連絡先	受入時間	その他の受入条件	距離	処分量
コンクリート塊 (無筋)	京奈リサイクル	8:00~16:30	受入休止日 土曜日、日曜日、祝 日	L=15.0 km	8.7t
木材(根)	エスケーコーポレーション	日曜・祝日を除く 毎日8時~17時	生木は長さ400cm に限る。	L=10.9km	0.8t

※上記については、積算上の条件明示であり、再資源化施設等を指定するものではない

なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。

ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りでない。

一般廃棄物施設の名称及び所在地

本工事に伴い発生する一般廃棄物は以下により処分するものとする。

ア) 処分地は下記の場所とし、搬入に際しては、処分地の搬入基準を満たさなければならない。

イ) やむをえない事情により、下記処分地により難しいときは、監督職員と協議しその指示によるものとする。

一般廃棄物	受入場所及び連絡先	受入時間	その他の受入条件	距離	処分量
剪定枝 (注 1 参照)	城南衛生管理組合 (奥山リユースセンター) 0774-53-3581	8 時 3 0 分～1 6 時 0 0 分 (1 2 時から 1 3 時は除く)	受入休止日 土、日曜日、祝日	L=km	0.3t

注 1) 搬入基準：剪定枝の径が 10 cm 以下、長さ 200 cm 以下のもの。(木の根、竹、夾竹桃、シュロの木、うるし、あせび、除草ゴミの搬入は不可)

その他施設の名称及び所在地

建設副産物	受入場所及び連絡先	受入時間	その他の受入条件	距離	処分量
スクラップ	日鉄萬金属(株)	土曜・祝日受入不可 8 : 00～17 : 00	最終受付 16:45	L=10.8 km	1.8t
廃棄物 (廃プラ)	宇治廃棄物処理公社	9 時 00 分～16 時 00 分	受入休止日 水曜日、土曜日、日曜日、祝日	L=9.3 km	60kg

※上記について、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。
ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りでない。

(産業廃棄物に関する書類の提出)

受注者は、「廃棄物処理計画書 (報告書)」及び添付 書類を提出すること。

なお、添付書類は以下によるものとする。

廃 棄 物 処 理
○廃棄物処理計画書
○処分地の位置図及び経路図

○産業廃棄物処理処分業許可書の写し (指定した処分地と同じであれば不要)
○収集運搬を委託する場合 産業廃棄物収集運搬業許可書の写し (自己運搬処理であれば不要)
○産業廃棄物処理委託契約書の写し ◆自己運搬処理の場合 ・排出事業者と処理業者の契約書の写し ◆委託運搬処理の場合 ・排出事業者と処理業者の契約書の写し ・排出事業者と収集運搬業者の契約書の写し
○仮置きする場合 ・現場～仮置場～処分地の経路図 ・打合せ簿 仮置き場の住所 搬出車両の最大積載量
○指定地処分で処分地の変更が生じた場合 ・打合せ簿 処分地の名称・所在地
○当初計画から数量のみの変更の場合 ・変更計画書は不要
○処分地の変更（当初計画書からの変更） ・廃棄物処理変更計画書 ・処分地の位置図及び経路図 ・産業廃棄物処理処分業許可書の写し ・産業廃棄物処理委託契約書の写し ○運搬方法の変更（当初契約書からの変更） ・廃棄物処理変更計画書 ・産業廃棄物収集運搬業許可書の写し ・産業廃棄物処理委託契約書の写し

- 廃棄物処理報告書
- 「運搬管理表」または「マニフェストの写し」
 - ※マニフェスト原本は検査時に提示・マニフェストで積載重量が確認出来ない場合は伝票等
- 写真
 - ・処分地
 - ・仮置きがある場合は仮置場
- 【自己運搬処理の場合】
 - ・産業廃棄物運搬車、業者名
- 【委託運搬処理の場合】
 - ・産業廃棄物運搬車、業者名、許可番号

（再生資源利用計画）

「宇治市土木工事共通仕様書（案）第 24 条 建設副産物 4. 再生資源利用計画」については、以下のとおり読み替えるものとする。

受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

（再生資源利用促進計画）

「宇治市土木工事共通仕様書（案）第 24 条 建設副産物 5. 再生資源促進利用計画」については、以下のとおり読み替えるものとする。

受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用促進計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

（計画書及び実施書の様式及び保管）

「宇治市土木工事共通仕様書（案）第 24 条 建設副産物 8. 計画書及び実施書の様式及び保管」については、以下のとおり読み替えるものとする。

○国土交通省ホームページ公開「再生資源利用[促進]計画様式（建設リサイクル報告様式兼用）」

上記に掲載の再生資源利用 [促進]（計画書・実施書）（EXCEL 形式）を使用し、自社で

工事完成後 5 年間保管し、計画書 1 部、実施書 1 部及び上記ホームページに掲載の様式を用いて作成した電子データを監督職員に提出するものとともに、再生資源利用促進計画書を公衆の見えやすい場所に掲示する。（建設副産物情報交換システムを利用の場合は、計画書 1 部、実施書 1 部を提出するものとする。）

（産業廃棄物の仮置き）

産業廃棄物を仮置きする場合は、「京都府条例」、「条例施工規則」を遵守しなければならない。

（産業廃棄物税）

平成 17 年 4 月 1 日より「京都府産業廃棄物税条例」に基づき導入される産業廃棄物税（以下「産廃税」という）は、京都府内の最終処分施設に搬入される産業廃棄物について課税されるものである。

また、中間処理施設に搬入された産業廃棄物においても、リサイクル後の処理残滓等が最終処分場に搬入される場合は、最終処分場に搬入される量に対して課税される。

なお、本工事においても、産廃税相当額を見込んでいます。

7. 監督職員による検査及び立会等

（段階確認・立会確認）

受注者は、下表の工種及び監督職員の指示した工種の施工段階において、段階確認（立会確認）を受けなければならない。

段階確認は「段階確認書」（様式 1 6－1）、立会確認は「立会確認書」（様式 1 7－1）によるものとする。また、「段階確認書」及び「立会確認書」には確認内容が把握できる写真を添付すること。

段階確認、立会確認の実施時期及び実施箇所は監督職員が定めるものとする。

（段階確認）

確認項目	確認時期	確認の頻度
塗装状況の確認	各塗装状況	1 回／1 工事

（立会確認）

確認項目	確認時期	確認の頻度
施工前立会確認	着手前	1 回／1 工事

(材料確認)

受注者は工事に使用する材料について、監督職員の確認を受けなければならない。

材料確認は「材料確認書」(様式 15-1)によるものとする。

また「材料確認書」には、確認内容が把握できる写真を添付すること。

ただし、材料確認の実施時期及び実施材料は監督職員が定めるものとする。

8. 施工管理

(品質管理試験)

本工事の施工に伴い実施する品質管理試験は、品質管理基準に記載される「必須」項目を実施し、「その他」の項目については、監督職員の指示により実施するものとする。

なお、これにかかる費用は共通仮設費に含まれる。

(規格値)

品質及び出来形の規格値は、土木工事施工管理基準、公園緑地工事施工管理基準及び規格値による。

また、設計値と実測値とを対比できる書類または写真を提出すること。

遊具修繕 (ブランク)

調査項目		規格値	測定基準	確認方法
工種	項目			
着座部	スイングクリアランス		1箇所/1基	写真+成果表
	基準 350 mm	+100 mm		
揺動部	座面上端から回転軸	1,350 mm以上	1箇所/1基 着地面+1,000 mmの位置	写真+成果表
	内々寸法	650 mm以上		

遊具塗装 (鉄部塗装)

- ・公園毎に塗装実施の遊具等の種類を施工計画書に記載すること。
- ・各塗料の塗布規格値については、現場塗装直後に測定を行うものとし、測定する公園を施工計画書に記載すること。各遊具につき1回実施すること。

規格値は、下記のとおりとするがこれによりがたい場合は、監督職員と協議するものとする。

資材名	標準使用量 (g/m ²)	ハケ
さび止め塗料 (鉛・クロムフリーさび止めペイント)	140	
中塗り塗料 (合成樹脂調合ペイント)	120	
上塗り塗料 (合成樹脂調合ペイント)	110	

(施工管理)

- ・各塗装系毎の塗装面積を算出・照査して各塗料を求め、塗布作業の開始前に搬入量(充缶数)と、塗布作業の終了時に使用量(空缶数)を確認し、各々必要量以上であることを確認する。
また、空缶状況、各塗料の製造年月日が分かる写真を撮影し、確認できる書類を作成し提出すること。
- ・素地ごしらえ、ケレン状況、さび止め、中塗り、上塗りのそれぞれについて、各遊具毎の写真を撮影し、整理して提出するものとする。測定については、監督職員の指示に従うこと。
 - ・攪拌状況、現場内外気温度測定、相対湿度測定、乾燥状態、それぞれの写真を各遊具毎に撮影し、整理して提出するものとする。

(塗装方法)

- ・塗装方法(鉄部塗装)は、素地ごしらえ、さび止め1回、中・上塗り各1回とする。
※塗装色について、さび止めは、赤さび色。中塗りは、白色。上塗りは、青・緑系の色とする。
- ・ケレン作業は、3種ケレンを基本とする。
- ・受注者は、塗装面に損傷、汚染を与えないよう注意し、また塗装箇所周辺及び隣接家屋等は、あらかじめ養生をしなければならない。
- ・受注者は、仕上げの色合いについては、見本帳にて監督職員の確認を受けること。
- ・受注者は、被塗物は十分乾燥させた後塗装し、上塗りは、塗斑なく、塗膜厚が均等になるように塗り上げなければならない。
- ・受注者は、塗装の乾燥期間内に次の工程に移ってはならない。
- ・受注者は、塗布量については平らな面に付着させる塗料の量を標準量としなければならない。
なお、塗布の標準量は、薄める前の塗料の量としなければならない。
- ・受注者は、うすめ液塗装布材については、監督職員の承諾を得なければならない。
- ・受注者は、塗料を使用直前によく攪拌し、必要に応じて小分けして塗装しなければならない。
また、攪拌状況の写真を撮影すること。
- ・受注者は、火気に注意し、爆発、火災といった、事故を起こさないようにしなければならない。また、塗料を拭き取った布、塗料の付着した布片で、自然発火を起こすおそれのあるものは、作業終了後速やかに処置しなければならない。
- ・受注者は、塗り方について塗料に適した工法とし、色境、隅々は乱さないよう十分注意し、明確に塗り分けなければならない。また、ハケ塗りについて、ハケを用いてはけ目が正しく一様に塗らなければならない。
- ・受注者は、塗装については原則として次の場合行ってはならない。
 - ① 気温が5度以下、湿度が85%以上の場合。または、結露する等、塗料の乾燥に不適な場合。やむなく塗装を行う場合は、採暖、換気などの養生を行うこと。
 - ② 降雪雨の場合、または塗料の乾燥前に降雪雨のおそれのある場合。
 - ③ 塗膜乾燥中に異物の付着が予想される場合。
 - ④ 被塗物が湿っている場合、または結露している場合。

⑤ 炎天下で塗被表面の温度が高く、表面に泡を生じさせるおそれのある場合。

(現場注意事項)

- ・塗装作業中に塗料が飛散しないように十分注意すること。
- ・塗料飛散により紛争が生じた場合、受注者が責任を持って対処すること。
- ・受注者は、遊具等の損傷を発見した場合は、直ちに監督職員へ報告し、補修作業終了後に塗装を行うこと。
- ・支障となる樹木、構造物等について、監督職員に報告し、指示に従うこと。
- ・ケレンの際に発生する塗膜片については、集塵機等を用いて、飛散防止に努めること。

9. 工事中の安全確保

(安全に関する研修・訓練等の実施)

受注者は、宇治市共通仕様書の第34条「工事中の安全確保」の10から12に規定する安全に関する研修・訓練等において、下請企業及び労働者へのしわ寄せの防止を図る観点から以下の内容の研修を1回以上実施しなければならない。

(1) 建設工事の請負契約に関すること

(2) 労働関係法令に関すること

<研修の参考とする図書等の例>

- ・工事請負契約書(第51条)
- ・建設業法令遵守ガイドライン(平成29年3月 国土交通省)
- ・建設産業における生産システム合理化指針(平成3年2月 建設省)
- ・新しい建設業法遵守の手引((財)建設業適正取引推進機構)

(標示板の設置)

受注者は、工事の施工にあたって、工事現場の公衆が見やすい場所に、工事内容、工事期間、工事種別、発注者、施工者などを記載した標示板を設置しなければならない。

記載項目のうち「工事内容」、「工事種別」については、以下によるものとする。

工事内容：公園施設を改修しています。

工事種別：公園施設維持改良工事



設置位置	・工事区間の起終点に設置する。 ・車線規制を行う場合には、規制区間の起終点にも設置する。 ・ドライバー等の視認性を考慮した箇所に歩行者等の支障にならないように設置する。
設置期間	・工事着手から工事終了までの間、設置する。
規格色彩等	・「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、「〇〇工事」等の工事種別は、青地に白抜き文字とする。 ・「〇〇をしています」等の工事内容、工事期間は青色文字とする。 ・工事種別、工事内容については、別表 2 を参考に記載する。 ・その他の文字及び線は、白地に黒色とする。 ・縁の余白は 2 c m、縁線の太さは 1 c m、区画線の太さは 0. 5 c m とする。 ・道路上に設置する場合は、必要に応じ高輝度反射式または同等品以上のものとする。 ・道路上に設置する場合は、必要に応じ外枠に緩衝剤（ソフトカバー）を付けること。

10. 環境対策

（低騒音型・超低騒音型の使用）

本工事の施工に当たっては、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和 62 年 3 月 30 日建設省経機発第 58 号）に基づく、住民の生活環境を保全する必要があると認められる地域であるため、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」（平成 9 年度建設省告示第 1536 号）に基づき指定された建設機械を使用するものとする。

ただし、これにより難しい場合は、必要書類を提出し監督職員と協議するものとする。上記において、「これにより難しい」とは、供給側に問題があり、低騒音型建設機械を調達することができない場合であり、受注者の都合で調達できない場合は認めない。

なお、低騒音型建設機械を使用する場合、施工現場において使用する建設機械の「'97 ラベル」が確認できる写真を監督職員に提出するものとする。また、「旧基準'89 ラベル」の機種においても新基準の指定を受けているケースもあるため建設機械メーカーに確認し、「新基準'97 ラベル」に貼替えを行うこと。

1 1. 施工機械の指定

(施工機械の指定)

本工事の下記工種の施工にあたっては、下記の表により施工すること。

工 種	機 械 名	指定規格	備 考
機械掘削	バックホウ		低騒音型・排出ガス対策型

1 2. 環境対策

(環境等の保全)

- ・工事車両や建設機械のアイドリングストップを励行すること。
- ・原則として省エネルギー、省資源に配慮した建設資材や建設機械等を使用すること。
建設資材:「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律(グリーン購入法)」に規定されている環境ラベル「エコマーク」付の建設資材等。
建設機械:「エネルギーの合理化に関する法律(省エネ法)」に規定されている「エネルギー消費効率に優れたガソリン貨物自動車」等
- ・調整池(沈砂池)の設置や大規模な裸地の出現防止のため段階的に工事を行う等、流末の水環境の保全を図ること。
- ・地域における伝統的行祭事等の実施が円滑に行われるよう地元等と十分に調整の上、工事を実施すること。

1 3. 交通安全管理

(安全施設類)

標識類、防護柵等の安全施設類については、「道路標識令」、「道路工事における表示施設等の設置基準」及び「道路工事保安施設設置基準(案)」等の諸基準により、現場条件に応じて設置するほか、道路管理者、所轄警察署及び公園施設管理者等と打合せを行い、安全対策を講じること。

なお、打合せの結果または条件変更に伴い、道路の保安施設設置基準(案)以上の保安施設類が必要な場合は監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

受注者は、施工に先立ち作成する施工計画書に、安全施設类等設置計画を記載し、監督職員に提出すること。

また、受注者は工事期間中の安全施設類の設置状況が判明できるよう写真等を整備し、完成検査時に提出しなければならない。

(公園内の規制について)

受注者は、可能な限り公園が利用できるように利用者に配慮すること。工事作業箇所はネットフェンス等で養生し、第三者が立ち入らないように処置すること。資材、材料及び建設機械等を公園内に保管する場合にも、同様の措置を講じ、安全に十分に

留意すること。

1 4. 施工時期及び施工時間の変更

(施工時間)

本工事の施工時間帯は、午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分とする。

なお、施工時間の前後 30 分は、準備・後片付けの作業を行うことができる。

ただし、やむを得ない事情により施工時間が変更となる場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。

1 5. 保険の付保及び事故の補償

(建退共の提出書類)

受注者は、下記の書類を発注者に提出しなければならない。

	提出時期	
掛金収納書の写し	契約時	
建退共運営実績報告書	完成時	
労働就労日報	完成時	
受払簿	完成時	契約工期 3 ヶ月以上
適用標識（シール）の掲示	施工中	写真確認
辞退届	随時	建退共対象者延人数 が 0 人となる場合

(法定外の労災保険の付保)

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

(請負業者賠償責任保険の加入)

受注者は、工事遂行中に他人の身体もしくは財物に損害を与えた場合の損害賠償について、「請負業者賠償責任保険」の加入に努めなければならない。加入した場合は、保険証書等の加入が確認できる書面の写しを工事着手日までに監督職員に提出しなければならない。保険の期間は、工事期間中（着工から目的物引渡し予定日）とする。

なお、保険金額は、請負金額、工事の種類、規模等により受注者が定めるものとする。

契約は、工事毎の契約とするか又は年間に付する総括契約とするかを問わない。

1 6. 再生資材の利用

(再生資材の利用)

本工事については、下表のとおり再生資材を使用すること。

ただし、再生材製造工場の都合等により下表の再生資材の使用が困難な場合については、監督職員と協議の上、新材とするものとし、設計変更の対象とする。

資 材 名	規 格	用 途
再生クラッシャーラン	RC-40	埋戻し

なお、再生資源を使用する場合は、以下により品質が適正であるか確認の上使用するものとする。

- 1) 上表再生資材を路盤材又は舗装材として使用する場合は「舗装再生便覧」によるものとする。
- 2) 再生クラッシャーランを基礎材として使用する場合は「舗装再生便覧」及び「コンクリート副産物の再利用に関する用途別暫定品質基準（案）」によるものとし、構造物の立地条件等を考慮して適正な品質のものを使用するものとする。
- 3) 再生骨材は、木屑、紙、プラスチック、レンガ等の混入物を有害量含んではない。

17. 工事材料の品質及び検査 (品質証明書等)

受注者は、工事に使用する材料のうち、下表の材料及び監督職員の指示した材料の使用に当たっては、その外観、品質証明書等を照合して確認した資料を事前に監督職員に提出し、確認を受けなければならない。

名 称	規 格	適 用
再生クラッシャーラン	RC-40	埋戻し
真砂土	5mm 以下	舗装材
ブランコ/吊金具	50A用、80A用（標準色：黄）	
S F-M619-フック		
ブランコ/フックカバー	B N付	
S U S L KシャックルS型	φ 8	
チェーン吊鎖	φ 7 mm	
S P-M611-ダルマ金具		
E P D M腰板-アルミ芯材入り		
さび止め塗料（鉛・クロムフリー）	JIS-K-5674 1種 赤さび色	さび止め
中塗り塗料（合成樹脂調合ペイント）	JIS-K-5516 2種 白色	中塗り
上塗り塗料（合成樹脂調合ペイント）	JIS-K-5516 2種 青・緑系色	上塗り
防草シート	t=3mm 以上（固定ピン含む）	

(ブランコの施工方法)

揺動部接続においては、梁部設置部分の研磨塗装を含んでいる。

(ブランコの使用材料)

設計製品は標準品であり、受注者は、各公園ブランコの現況を精査し適正であることを確認すること。不適切である場合には協議対象とする

(防草シートの施工方法)

防草シートを破損させないように異物を完全に取り除き、重ね合わせを 10cm 以上とり、アンカーピンにて固定する。アンカーピンは 1 m²当たり 4～6 箇所打ち込みすること。アンカーピンの打設間隔は 50 c m 程度とする。

1 8. 提出書類

(納品書・納入書等の提出)

本工事で使用する下表または監督職員が指示した材料等について、納品書・納品書等の原本若しくはその写しを提出し、発注数量との対比を行うこと。

資 材 名	規 格	適 用
再生クラッシャーラン	RC-40	埋戻し
真砂土	5mm 以下	舗装材
ブランコ/吊金具	50 A 用、80 A 用（標準色：黄）	
S F-M619-フック		
ブランコ/フックカバー	B N 付	
S U S L K シャッフル S 型	φ 8	
チェーン吊鎖	φ 7 mm	
S P-M611-ダルマ金具		
E P D M 腰板-アルミ芯材入り		
さび止め塗料（鉛・クロムフリー）	JIS-K-5674 1 種 赤さび色	さび止め
中塗り塗料（合成樹脂調合ペイント）	JIS-K-5516 2 種 白色	中塗り
上塗り塗料（合成樹脂調合ペイント）	JIS-K-5516 2 種 青・緑系色	上塗り
防草シート	t=3mm 以上（固定ピン含む）	

1 9. その他

(個人情報の保護)

個人情報の取扱いには、十分注意するとともに、秘密保持を厳守し、適切な保管に

努めること。また、発注者から提供された個人情報に記載された資料等は、目的外の使用を禁止し、目的完了後、直ちに返却すること。万が一個人情報漏洩した際は、受注者が責任をもって対処すること。

(指名停止要領10条の遵守について)

受注者は、宇治市が指名停止措置を行っている第三者に対して、宇治市の契約についての全部若しくは一部を下請け、受託させてはならない。

(施工計画書の携帯)

受注者は、本工事における施工内容を理解したうえで施工計画書を作成し、現場での作業中は施工計画書を常に携帯し、第三者から提示を求められた場合は提示しなければならない。

(関係機関協議)

関係機関との協議及び地元調整、事業の損失補償は、受注者が責任をもって対処すること。

(週休2日制工事について)

1. 本工事は、受発注者双方が工程調整を綿密に行い、月単位の週休2日を確保できるよう工事を実施する週休2日制工事である。
2. 週休2日制工事の実施は、「宇治市週休2日制工事試行要領（土木工事）」に基づき実施すること。

3. 実施にあたっては、建設現場における環境整備のため、月単位の週休2日が確実に確保できるよう受発注者間で工程を調整し、施工計画を作成するなどの取り組みを行うこと。

なお、月単位の週休2日の現場閉所を行ったと認められない場合は、工事打合簿によりその理由を監督員に報告すること。

4. 予定価格には月単位の週休2日を達成した場合の補正係数を各経費に乗じているが月単位の週休2日に満たない場合は、契約書第24条の規定により、各経費に乘算する補正係数を通期の週休2日を達成した場合の補正係数に変更するものとする。また、通期の週休2日の現場閉所を行ったと認められない場合は、各経費に乘算する補正係数を1.00に変更するものとする。

5. 月単位の現場閉所日数及び達成状況を工事月報の記事欄へ記載すること。

6. 月単位又は通期での週休2日を達成したと認められた場合、工事成績評定において加点する。

7. 受注者は、近畿地方整備局管内で実施する毎月第2・第4土曜日の建設現場一斉閉所に努めるものとする。

(ウィークリースタンス)

本工事はウィークリースタンスの対象であり、以下の項目について取り組むこととする。

- (1) 休日の翌日（月曜日等）は依頼の期限日としない。
- (2) 休日の前日（金曜日等）に新たな依頼をしない。
- (3) 勤務時間外に書類作成等の依頼をしない。
- (4) 昼休みや勤務時間外の打合せを行わない。
- (5) 作業内容に見合った作業期間を確保する。（適正な期限日を設定する。）
- (6) 打合せはWEB 会議（ビデオ会議）も活用する。
- (7) 前号のほか、工事（業務）の労働環境改善に関わる取り組みを行う。

なお、災害対応等で緊急を要する場合は、緊急対応期間に限り、取組を不要とする。
また、工事（業務）の特性を踏まえ、取り組むことが不適当な項目がある場合は、事前に連絡を行い、受発注者間で共有する。

20. 各公園の工事内容

公園名	施工内容	数量
北御蔵山児童遊園	2 人用ブランコ吊金具・チェーン・座面交換	1 箇所
	2 人用ブランコ塗装	3 m ²
畑山田児童遊園	2 人用ブランコ吊金具・チェーン・座面交換	1 箇所
	2 人用ブランコ・境界柵塗装	4.4 m ²
	3 間低鉄棒塗装	0.9 m ²
	中型滑り台塗装	8.6 m ²
熊小路児童遊園	2 人用ブランコ吊金具・チェーン・座面交換	1 箇所
	2 人用ブランコ・境界柵塗装	4.4 m ²
	3 間低鉄棒塗装	0.9 m ²
	回転滑り台塗装	19 m ²
南山第 4 児童遊園	大型 2 人用ブランコ吊金具・チェーン・座面交換	1 箇所
	大型 2 人用ブランコ塗装	4.7 m ²
	3 間低鉄棒塗装	0.9 m ²
	回転滑り台塗装	19 m ²
北山畑第 2 児童遊園	大型 2 人用ブランコ吊金具・チェーン・座面交換	1 箇所
	大型 2 人用ブランコ塗装	4.7 m ²
	3 間低鉄棒塗装	0.9 m ²
	中型滑り台鳥栖	8.6 m ²
松陵児童遊園	2 人用ブランコ吊金具・チェーン・座面交換	1 箇所
	2 人用ブランコ塗装	3 m ²

	中型滑り台塗装	8.6 m ²
東岡屋児童遊園	2人用ブランコ吊金具・チェーン・座面交換	1箇所
	2人用ブランコ塗装	3 m ²
広岡谷児童遊園	2人用ブランコ吊金具・チェーン・座面交換	1箇所
	2人用ブランコ・境界柵塗装	5.8 m ²
広芝児童遊園	2人用ブランコ吊金具・チェーン・座面交換	1箇所
	2人用ブランコ・境界柵塗装	5.8 m ²
桧尾第2児童遊園	3間低鉄棒塗装	0.9 m ²
	中型滑り台塗装	8.6 m ²
広岡谷第3遊園	2間低鉄棒塗装	0.7 m ²
	中型滑り台塗装	8.6 m ²
東中遊園	3間低鉄棒撤去	1箇所
	中型滑り台撤去	1箇所
	樹木撤去	10本
	防草シート設置	9.7 m ²
南山児童遊園	中型滑り台撤去	1箇所
広岡谷第2児童遊園	2間低鉄棒撤去	1箇所
	中型滑り台撤去	1箇所
高峰山児童遊園	回転滑り台撤去	1箇所
三番割児童遊園	中型滑り台撤去	1箇所
	樹木撤去	1本